

子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定に係る意見と回答

【基準に関する意見】

1. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

項 目	意 見	区の考え方
職 員	救急の知識や事故対応などの研修を充実させ、フォローアップの内容や回数などを明記して欲しい。 また区が主導して研修体制を構築してほしい。	事業者は、その職員に対し、資質向上のための研修の機会を確保しなければならないとしています。 また、区としても、職員の研修内容について、別途検討していきます。
職 員	保育に携わる職員は有資格者がよい。また経験年数が一定程度ある職員の配置、年齢バランスのとれた配置とする基準にしてほしい。	事業者が受け取る給付費の価格を定める「公定価格」において、職務経験や年数に応じた加算が検討されています。また、実際の運営においても、経験年数等が考慮されて採用がなされていることから、規定することは考えておりません。
小規模 保育事業	小規模保育事業は0～2歳までがほとんどで、3歳になったらどうするのか？保育園に入れないから仕方なく仕事を辞めて幼稚園に通っている現状を認識していただきたい。3歳以上になると行動範囲、関わり合いなどが増え、小規模保育では対応できない基準もある。	小規模保育事業の対象は0歳から2歳児であるため、卒園児については、3歳以降も継続して保育がなされるように、連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）を設けることとしています。ただし5年間は連携施設を設けることが困難な場合は、設けなくてもよいとしています。 そのため卒園児に対して入園のための基準（指数）において加点することにより、保育が継続しやすい配慮を行っていきます。

2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

項 目	意 見	区の考え方
情報の 提供等	職員の経験年数などの情報が、公表されるとよい。	事業者は教育・保育の提供にあたり、保護者の選択ができるよう、自らの教育・保育の情報の提供に努めなければならないとしています。
情報の 提供等	区が確認した内容（評価）を、公表してほしい。	施設・事業者は、運営基準を全て満たしていることで、給付を受けることができます。また、確認した施設・事業者については、区が告示することとなっています。

3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

項目	意見	区の考え方
職員	50人の子どもに対し、職員が不足しているように感じる。この人数を3人程度で見るのは大変ではないか。	1支援単位を概ね40人以下とし、職員については支援単位ごとに2人以上としています。児童50人の場合には、支援単位が2となり、職員を4名以上とする基準としています。
職員	職員の人員削減は避けるべきである。また職員の数だけではなく、質も考慮してほしい。	既にこの基準を超えて事業を運営している時は、この基準を理由としてそれを低下させてはならないとしています。また放課後児童支援員は、特定の資格を有していることや、都道府県知事が行う研修を修了していることが必要である他、職員の知識及び技術の向上のため、事業者が職員に対し研修の機会を確保しなければならないとしています。
職員	「正職員1人+補助員1人の2名が良い」を、「正職員2名」にしてはどうか。ただし、子どもの数が半数以上いる時間帯をコアタイムと設定し、その時間は正職員2名、それ以外の児童が少ない時間帯は1名が良いなど、実際の業務負荷に合わせた濃淡をつけた基準を検討できたらと思う。	この基準は、円滑な運営が可能となる最低基準であり、児童が活動している状況において、2人以上の職員を配置しなければならないとするものです。そのため、児童が少ない時間帯を1名にしても良いと定めることは考えておりません。
職員	「高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの」「高等学校卒業者等で、2年以上放課後児童・・・」など経験による曖昧な基準や、「大学等において一定の学科を修めた・・・」など必ずしも、教育・保育に関係しない資格は廃してはどうか。	従事する職員は、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際についての訓練を受けた者であることとしています。そのための客観的な要件として、都道府県が行う研修を修了していることのほか、規定した様々な資格や経験は必要なものであると考えます。

4. 保育の必要性の認定に関する基準について

項目	意見	区の考え方
下限 就労時間	「保育短時間」枠は作らないでいただきたい。現状通り、就労時間の長さで点数に差をつけ、フルタイム就労の人から入所できるようにしてもらえないと困る。フルタイム優先になるのであれば、就労時間の下限は何時間でも構わない。	現在の入園のための基準（指数）においても、就労時間（所定労働時間）の長さに応じて、より長く就労している保護者の優先順位が高くなるよう、配慮しています。引き続き、この考えを維持していきます。
下限 就労時間	保育の必要性の認定に関する基準案については、52時間ではなく、48時間にした方が良い。保育の必要性は、労働時間のみでは計れない。柔軟に対応できるよう可能な限り短い時間を基準に設定すべきである。	就労の下限時間については、48時間とします。 ご意見のとおり、保育の必要性については、就労の状況だけで判断するものではありません。申込み時に、保育が必要である理由について聞き取りを行い、そのご家庭にあった申請事由で手続きができるよう支援していきます。
下限 就労時間	下限就労時間は、国が定める下限の48時間でもいいと思う。しかし、待機児童がゼロにならないと難しいのではないか。	就労の下限時間については、48時間とします。現在、待機児童は解消されていないことから、保育が必要な子どもを全て受け入れることができません。そのため、入園のための基準（指数）において、優先順位を決定します。
下限 就労時間	下限就労時間は、働き手を増やすため、48時間でいいのではないか。	就労の下限時間については、48時間とします。
下限 就労時間	下限就労時間は、最も短い48時間とし、申請しやすくする事が望ましい。	就労の下限時間については、48時間とします。
認定に係る事由	認定事由の拡大は、必要な方向性であると感じるが、それは同時に多様な保護者の子どもを施設が受け入れることとなる。認定事由の確認はどのくらいの頻度で行うのかによって、入退園の頻度が増えれば、「保育の安全」を維持するために、保育士の負担や施設の事務手続きの負担が増加する感を持っている。	認定事由の確認については、年1回を考えております。

項目	意見	区の考え方
認定に係る事由	「疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること」とあるが、この事由の優先度をあげていただきたい。健康でフルタイム働ける両親が一番点数が高く、病気でフルタイム勤務できない親の方が、医師からの診断書ありきでも点数が低いのは納得できない。行政のサービスは、強い人のためではなく、弱い人のためにあるべきだ。	入園のための基準（指数）については、保護者の状況等を指数に置き換えて数値化しています。しかしながら、数値で評価することができない家庭の事情にも配慮して、優先順位を総合的に判断していきます。

5. 基準全般について

項目	意見	区の考え方
全般	台東区は国の示す基準を参酌すべきものまで含め、上回る良い状況であることを嬉しく思い、新制度に合わせた条例でも、保育・教育の「質」の面で現状維持以上の内容が最低基準として折り込まれることを期待している。	教育・保育の質については、これらの基準を遵守し、質の向上が図れるよう、施設や事業者に対して、監督や指導を行っていきます。
全般	予算の制約がある場合は、施設より、職員の質と量に係る事項を優先するよう希望する。	教育・保育に従事する職員に係る費用については、十分に配慮してまいります。
職員	新規採用については、正職員の資格基準を引き上げると同時に、待遇や勤務体制も改善することで質の高い応募者を確保し、正職員の比率を上げることで負担をならし、定着率を上げる仕組みを作ってはどうか。（特に、離職率が高く感じる学童保育。）	国では、職員の定着率を高めるため、施設・事業が受け取る給付費の価格を定めている「公定価格」において、職務経験や年数に応じた加算が検討されています。放課後児童健全育成事業においては、公定価格のような加算はありませんが、基準を遵守し安定した経営ができていることを指導、監督していきます。
職員	専業主婦層の雇用促進の流れから「子育て経験」に一定の評価を与え、保育や学童の現場に採用する動きが区外であると聞くが、子育てと集団保育は全く別もので、後者は高度な専門性を要する分野である。職員の資格条件に「子育て経験」を含めることには反対である。	本基準で定める職員については、一定の資格を有していることを条件としております。そのため、職員の資格に、「子育て経験」のみを評価する基準は設けません。

項目	意見	区の考え方
設置場所	公共施設としての運営基準を設けることは、一定の質が期待できることもあり、利用者若しくは利用希望者からみると、非常に分かりやすく信用につながると思うが、その設置場所に関しては、実際に利用する公共交通機関との連携を持たせて、実施してほしい。	区はこれまでも、待機児童の地域分布や保護者の通勤状況を考慮して、誘致を行ってきました。引き続き、地域を考慮して進めていきます。

6. その他

項目	意見	区の考え方
新制度について	この新制度が誰に対する支援であるか曖昧である。この制度が「愛情」と「責任」をもって運営されることを心より願っている。	新制度は、子どもと子どもを養育している保護者等に必要な支援を行うことで、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。区では、この目的に沿って、新制度を進めていきます。
保育所について	慣らし保育をしながら、就職後も同じ園で預かれる体制を希望する。	入園決定後、入園した保育園で慣らし保育を行っています。入園に関しては、慣らし保育と関係なく、保護者の状況及び家庭の状況を総合的に判断して決めています。慣らし保育ではありませんが、公立保育園・こども園では月1回程度、在園児と一緒に遊ぶ事業を実施しています。
保育所について	私立保育所について、延長保育の取扱いなど、一律にするべき。	延長保育については、私立保育所の自主事業であり、各園の運営方針や人員体制等により時間や料金等が異なる内容となっております。また、多様な保育ニーズに対応するためにも延長保育の統一化は難しいと考えております。
保育所について	保育所の在園児が転園の際に（利用調整で）優遇されるのはおかしい。保育所に入れないから申込みをするわけで、すでに保育所に入っている人は、むしろ保育の必要性は無いと判定すべきだと思う。	現在の入所基準では、保護者の負担軽減を考慮し、きょうだいが入園している場合の転園には加算をしています。その他の転園は、保育の必要性を指数化し、新規入園と同様に判定しています。

項目	意見	区の考え方
保育について	<p>0～2歳を対象とする「地域型保育施設」を増やすことは必要だが、3歳児になってまた待機児童では困る。</p> <p>一方で、幼児期の保育の質は確保していただきたい。園庭のない保育園もあるが、運動面で心配である。閉校になった小学校の跡地などに、保育園やこども園を作ることはできないのか。(幼児クラスはクラス数を増やすなど)</p>	<p>ご指摘のように地域型保育施設の整備を進めますと、3歳児以降の受け皿となる保育施設を整備する必要が生じます。そこで、認可保育所や認定こども園の整備を図り、3歳児の受入枠の確保に努めていきます。</p> <p>園庭のない保育園については、近隣の公園を代替の遊戯場として利用していただいております。</p> <p>学校跡地の活用については、「大規模用地の活用構想」に基づき、保育園等の設置も含めて検討していきます。</p>
こどもクラブについて	<p>現在通っているこどもクラブでは、外遊びが制限され、十分に遊べないとの不満が上がっている。</p>	<p>児童の下校時間が遅い日は、宿題やおやつの時間等の兼ね合いで、外遊びの時間が少ないこともあります。各こどもクラブでは、子ども達と相談しながら、出来るだけ遊びの時間を確保するように工夫しています。</p> <p>ご心配な点があれば、遠慮なく、各こどもクラブにご意見を伝えていただき、子ども達の課題を一緒に考えていただけますよう、お願いします。</p>
こどもクラブについて	<p>放課後に子どもを見てくれるこどもクラブがあり、大変助かっている。</p>	<p>一人ひとりのお子さんが、楽しく放課後を過ごせるように、引き続き、子ども達の健全育成に努めていきます。</p>
こどもクラブについて	<p>保育園を卒園した後の子どもたちの受け皿として、放課後の施設は大幅に少なく、非常に問題と考える。</p>	<p>こどもクラブの増設により、待機児童は減少していますが、引き続き、子ども達の放課後の居場所として、こどもクラブや放課後対策事業について検討していきます。</p>
こどもクラブについて	<p>4年生から6年生まで保育を、という声もあると聞くが、高学年児童に学童保育と同様のサービスは必要ないと思う。全児童対象事業とは別に、学童保育事業を現状通り残す、という今の方針を支持している。子どもは徐々に自立して行くべきもの。いざというとき逃げ込める基地のような場所を確保しつつ、だんだんに外に行動半径を広げていくのが自然と考える。</p>	<p>子ども達にとって、それぞれの年齢（成長段階）に応じた、保育や支援、居場所が大切であると思いますので、これからも保護者や地域の皆様と共に、子ども達の健全育成に努めていきます。</p>

項目	意見	区の考え方
こどもクラブについて	実際に卒会した子どもを持つと、こどもクラブが無いために大きく困るのは「①荒天・雨天・酷暑・厳寒時の遊び場所」と「②長期休暇（夏休み等）のランチ場所」の2点であった。	こどもクラブ卒会後のお子さんや、こどもクラブを利用していないお子さんの過ごし方については、それぞれの地域で、児童館や放課後対策事業をご利用いただけるように、現在検討しております。 平成27年4月には、谷中地域に児童館を開設いたしますので、是非、ご利用ください。
こどもクラブについて	こどもクラブも、認可保育園のように「応能負担」を導入してはどうか。国の方針として、子育てへの予算割り当てが少し増えるとは聞いているが、保育料免除の方を支え、かつ、質の高い保育を望む以上、その恩恵を受ける利用者として、一定以上の収入がある場合には一律ではなく、収入に応じた負担はすべきでないかと考える。 (保育料ほどの額をとまでは言わないが、現状の5000円は、どう考えても安すぎ、無理があると感じる。)	こどもクラブの育成料について、ご理解いただき、ありがとうございます。 現在も、生活保護、非課税、就学援助等のご家庭を対象に免除、減額の制度があり、それ以外のご家庭は、全額負担していただく等、ある程度収入に応じた負担割合になっております。 こどもクラブの育成料の改定につきましては、いただきましたご意見も踏まえ、引き続き検討していきます。
一時保育について	一時保育については、求職の事由でも使えるようにしてほしい。	現在の一時保育では、私的事由保育として、求職活動でもご利用いただけます。
いっとき保育について	いっとき保育は、場所が遠く、申請に時間がかかるため使いにくい。時間が短くてもいいので、もっと駅から近い場所に設置してほしい。	いっとき保育の実施場所については、平成25年度の次世代育成支援に関するニーズ調査の結果からも、地域偏在の解消が望まれています。今後の需要の推移等を踏まえて、検討します。
育児短時間制度について	育児短時間制度について、就学後についても継続できるよう区内企業への働きかけをしてほしい。	区内の企業等が、仕事と家庭を両立しやすい雇用環境の整備に取り組めるよう、両立支援に関する制度や東京都の支援事業などの情報を提供します。
区の催しについて	区主催の保育に関する支援は、すべて平日で、日程に偏りがあると思うので、土日にも入れていただきたい。	区が主催する子どもに関する事業は、ご協力いただく団体の関係などにより、平日のみとなってしまうものもありますが、なるべく多くの方にご参加いただけるよう、土日にも設定するように努めております。